**平成２４年（フ）第５９９号**
静岡市駿河区中田本町36番15号　ラピタブレッサ102号
債務者　川崎　淳史
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９１号**
沖縄県中頭郡読谷村字比謝338番地１　県営比謝団地１棟102号
債務者　大嶺　亜里
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第２１２号**
沖縄県うるま市石川1131番地１
債務者　渡名喜美佐
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２４年（フ）第１０７０号**
東京都八王子市暁町１丁目21番24号ゆうき荘203号
債務者　古屋正彦こと　万　　方徳
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１１０８号**
東京都町田市高ケ坂681番地12高ケ坂ビレッジＤ－２
債務者　遠藤　　信
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第２２０号**
北海道河東郡音更町木野西通14丁目１番地32プリモ・ピアーノ103号室
債務者　須藤　陽一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２２４号**
北海道帯広市西５条南31丁目３番地７
債務者　森本　美紀
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２２６号**
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　柏南３―335号
債務者　古田　和己
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２２７号**
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　柏南３―335号
債務者　古田　季子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第２２８号**
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏林南４―413
債務者　林　　律子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第６６号**
熊本県八代市千丁町古閑出453番地６
債務者　中村与志子（旧姓伊野）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１５１６号**
福岡県糸島市三雲937番地９、前住所福岡市西区周船寺３丁目19番６―409号
破産者　尾本　茂雄
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５４９号**
東京都墨田区東向島４丁目６番３号
破産者　大島　芳雄
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１６９号**
埼玉県草加市柳島町725番地　大熊ハイツ201号、旧住所埼玉県草加市谷塚上町628番地14
破産者　永瀬紀美子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第６２２号**
秋田市山王７丁目３番22号　アクアステージⅠ山王707清水方、前住所秋田市山王７丁目３番22号　アクアステージⅠ山王305清水方
破産者　進藤　英雄
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部